

# 区民の声

— 広聴・相談 1 年の記録 —

No.70

(令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)



大田区公式PRキャラクター

**はねびよん**

大田区企画経営部広聴広報課



# はじめに

区は、「新おおた重点プログラム」に中長期的な展望に基づく、未来を見据えた取組「みらい事業」を昨年度新たに掲げ、力強く区政を推進しております。今年度は、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式が大きく変化していることから、大田区の基本構想の目指す将来像を再検討すべき時期を迎えていると考え、新たな大田区基本構想の策定に着手し、現在の区政を取り巻く課題や、今後生じうる様々な変化を見据えた、大田区が目指すべき「新たな将来像」の検討も進めてまいります。

広聴広報課では、区民の声を施策に反映するため、区政参画の機会として、「電話や窓口」、「電子メール」、「区長への手紙」、「区民と区長との懇談会」、「区民意見公募手続(パブリックコメント)」、「大田区政に関する世論調査」、「わたしの提案(区民提案制度)」等、様々な広聴・相談活動を充実させ、区民の声の把握に努めております。

この冊子は、令和4年度のこうした区民の声をまとめたものです。ここにまとめられた意見や要望は、区民が日常生活の中で感じた区政に対する率直な声です。これらの意見や要望を謙虚に受けとめ、区政に活かす仕組みを整え活用してまいります。

令和5年9月 企画経営部 広聴広報課



# 区民の声

No.70

## Index

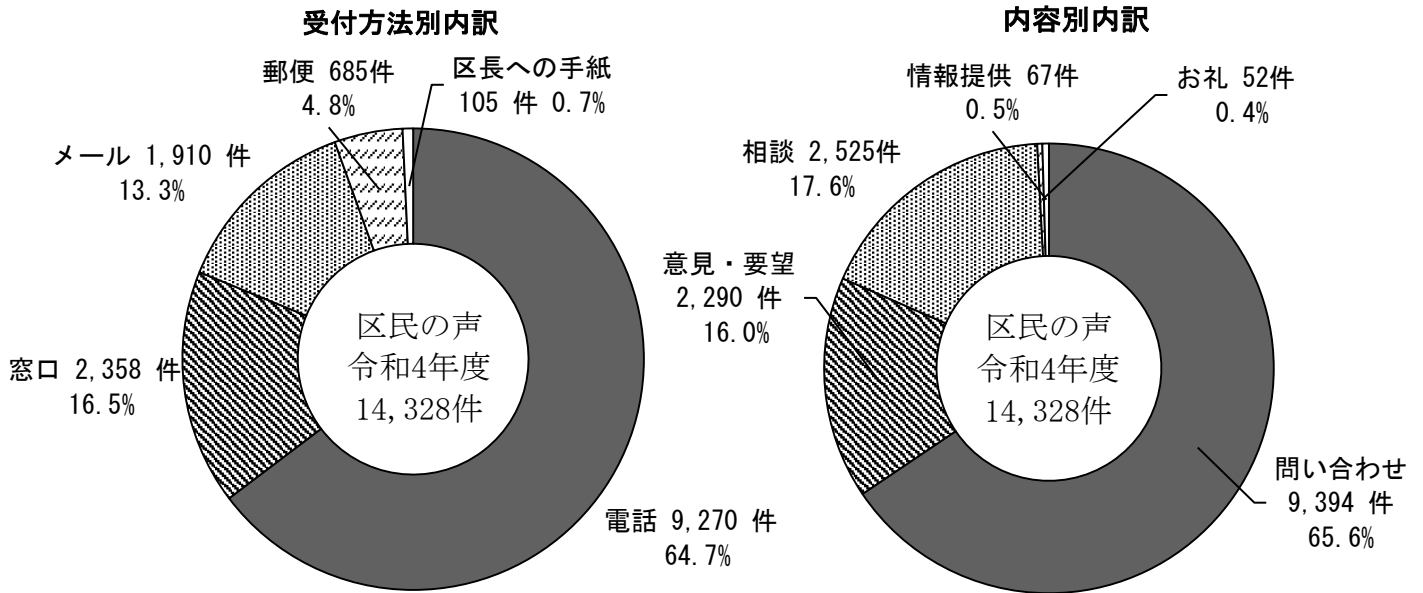
区民の声の流れ	1
受付方法	1
分類方法、処理方法	2
区民の声の分析	3
「新おおた重点プログラム」個別目標別の件数	3
意見・要望の項目別件数	5
意見・要望、問い合わせ 上位5項目の内容	7
相談の内容	8
主な区民の声の要旨	9
I 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち	9
II まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市	13
III 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち	17
専門相談	23
区民と区長との懇談会	26
区民意見公募手続(パブリックコメント)	27
大田区政に関する世論調査	29
わたしの提案(区民提案制度)	30
区政情報コーナー	31



# 区民の声の流れ

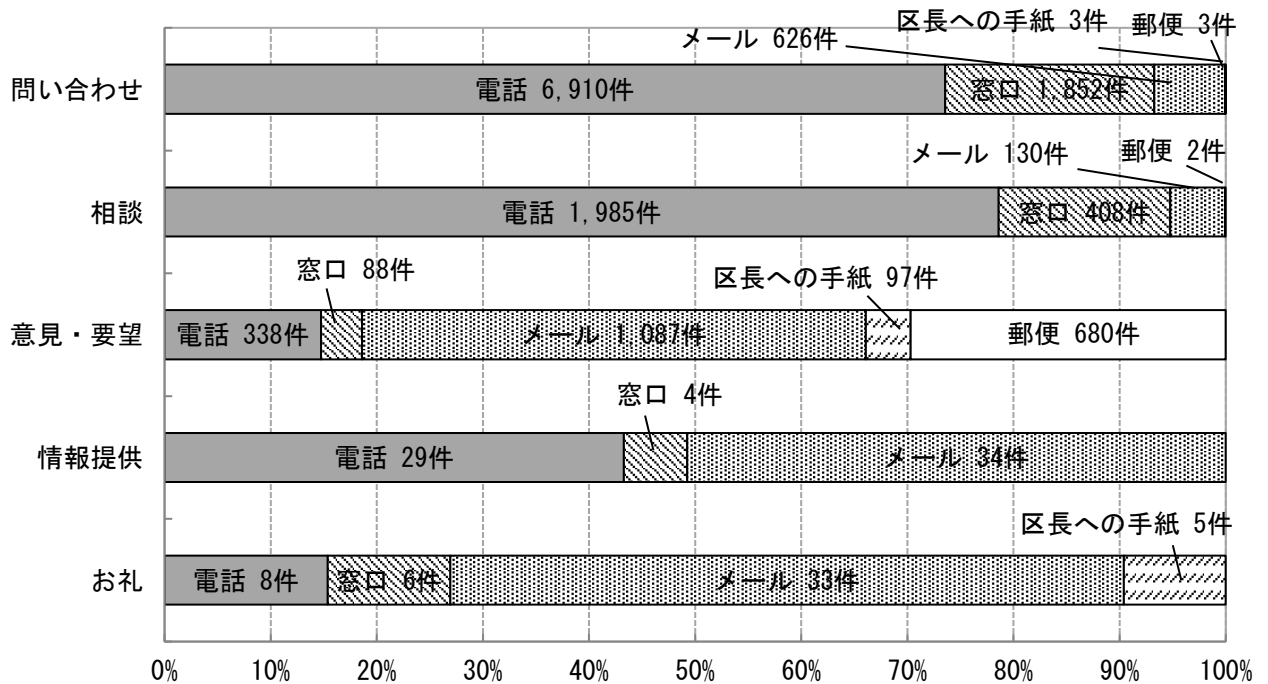
## 受付方法

広聴広報課では、電話、窓口、電子メール、区長への手紙等様々な方法で区民の声を受け付けています。令和4年4月から令和5年3月までの1年間で受け付けた総数は14,328件となりました。



※内訳の比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを示しているため、比率の合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。

## 区民の声 内容別の受付方法の内訳



# 分類方法

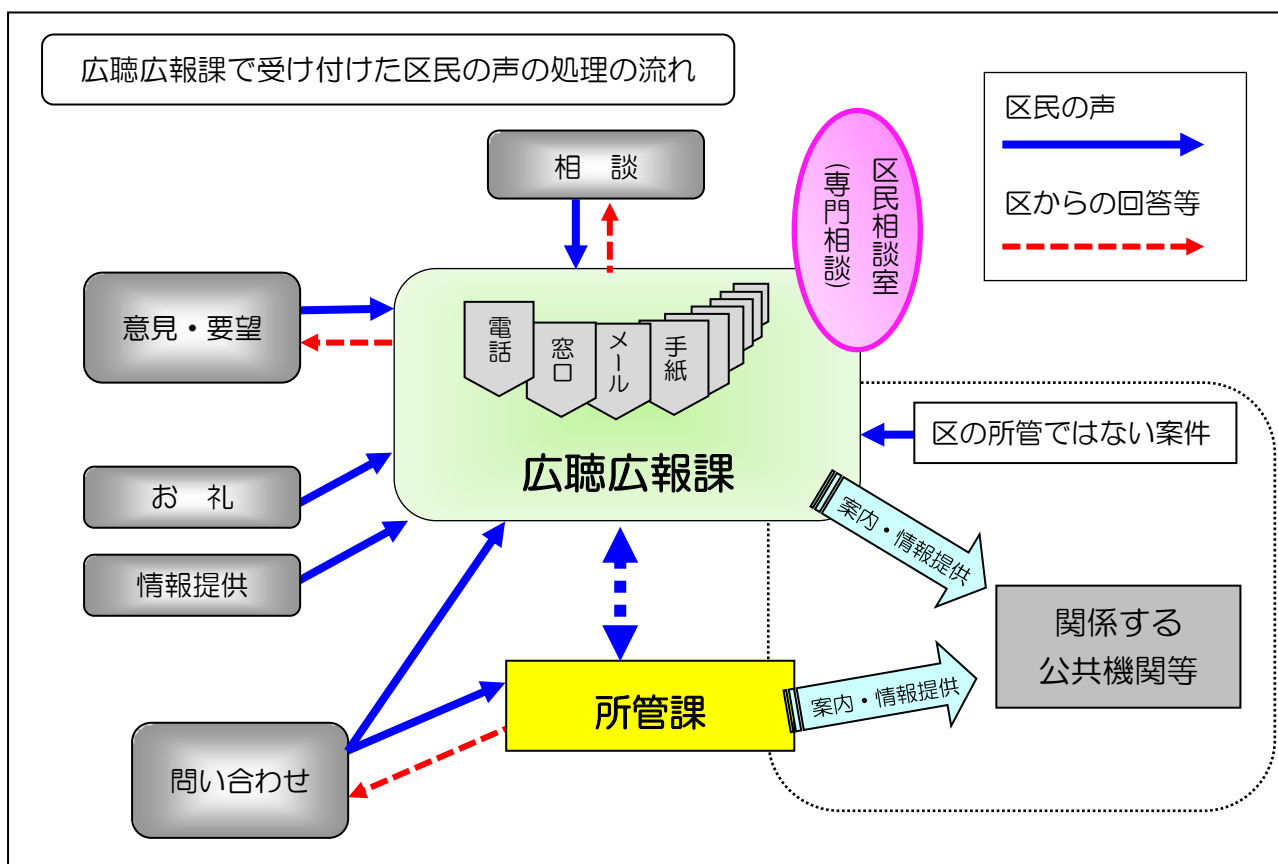
広聴広報課で受け付けた区民の声は内容によって、次のように分類しました。

意見・要望	区の業務等に対して、「〇〇してほしい」という要望、「〇〇すべきだ」「〇〇したらよい」という意見・提案、職員や制度・施設に対する苦情・不満
問い合わせ	区の業務や手続等についての問い合わせ
情報提供	区の業務等に関して、参考にしてほしい情報の提供
お礼	区の対応や職員に対するお礼
相談	日常生活の中でのトラブルや悩み等の相談

# 処理方法

広聴広報課で受け付けた区民の声は、所管課に対応を依頼します。区の所管でないものは、関係する公共機関等を案内するか、個人情報伏せの上で、内容を関係機関に情報提供しています。

また、日常生活の中でのトラブルや悩みに対しては、区民相談室で実施している法律相談等の専門相談や関係機関等を案内し、専門家に相談することを勧めています。





## 区民の声の分析

### 「新おおた重点プログラム」個別目標別の件数

広聴広報課に寄せられた区民の声のうち、区の所管のもの（11,803件）を、「新おおた重点プログラム」の個別目標別に仕分けました。各項目の件数は次のとおりです。

基本目標	個別目標	区分	問い合わせ	意見・要望	情報提供	お礼	計
Ⅰ 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち	未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします	子育て支援	30	45	0	0	75
		保育サービス	29	38	0	0	67
		学校教育	40	137	1	1	179
		幼児教育	0	7	0	0	7
	誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります	健康づくり	98	77	0	1	176
		動物愛護	11	5	1	0	17
		衛生	23	16	2	0	41
		障がい者福祉	43	28	0	1	72
		スポーツ	2	13	0	1	16
		図書館	11	34	0	4	49
		生涯学習	5	2	0	1	8
	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります	生活保護・支援	304	739	1	1	1,045
		人権	25	35	1	0	61
		高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります	高齢者福祉	100	35	3	2
	小計		721	1,211	9	12	1,953

Ⅱ まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市	水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します	まちづくり	16	31	0	0	47
		交通網	10	25	0	0	35
		道路	74	118	8	8	208
		公園	47	115	3	4	169
		建築	78	17	0	0	95
		自転車対策	18	65	0	0	83
		住環境	31	13	0	0	44
		交通安全	1	7	0	0	8
		河川	6	6	0	1	13
	首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります	空港臨海部	1	3	0	0	4
		国際交流	10	2	0	0	12
	ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します	産業	99	10	1	0	110
		観光	7	4	0	1	12
	小計		398	416	12	14	840
Ⅲ 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち	地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します	地域社会・文化	40	37	0	3	80
		区民施設	24	44	0	0	68
		消費者生活	32	2	0	1	35
		防災	7	13	1	2	23
		防犯	31	42	8	1	82
	私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です	環境保全	62	87	2	4	155
		ごみ・リサイクル	45	76	0	1	122
	区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます	広報	43	12	0	0	55
		広聴	6,594	33	5	8	6,640
		職員	18	66	1	4	89
		組織・制度	64	73	0	2	139
		税金	87	35	1	0	123
		議会	5	6	0	0	11
		選挙	11	2	0	0	13
		戸籍・住民票	192	38	1	0	231
国保・年金		87	41	1	0	129	
小計		7,348	613	20	27	8,008	
その他(上記に分類できないもの)		933	56	26	0	1,015	
総計		9,394	2,290	67	52	11,803	

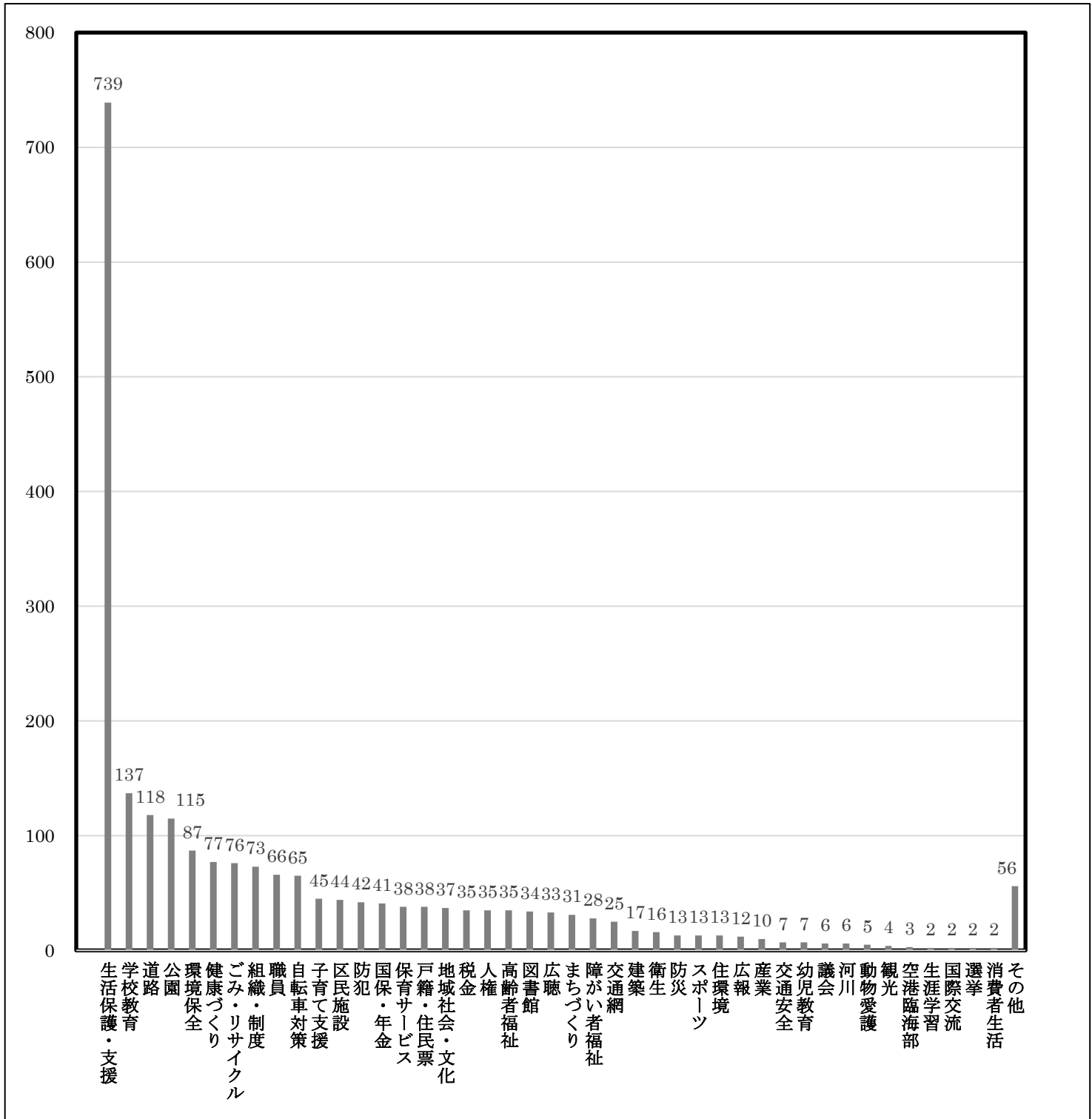
## 意見・要望の項目別件数

意見・要望の受付件数が最も多いものは、「生活保護・支援」に関するものです。1年間で739件の意見・要望を受け付けました。

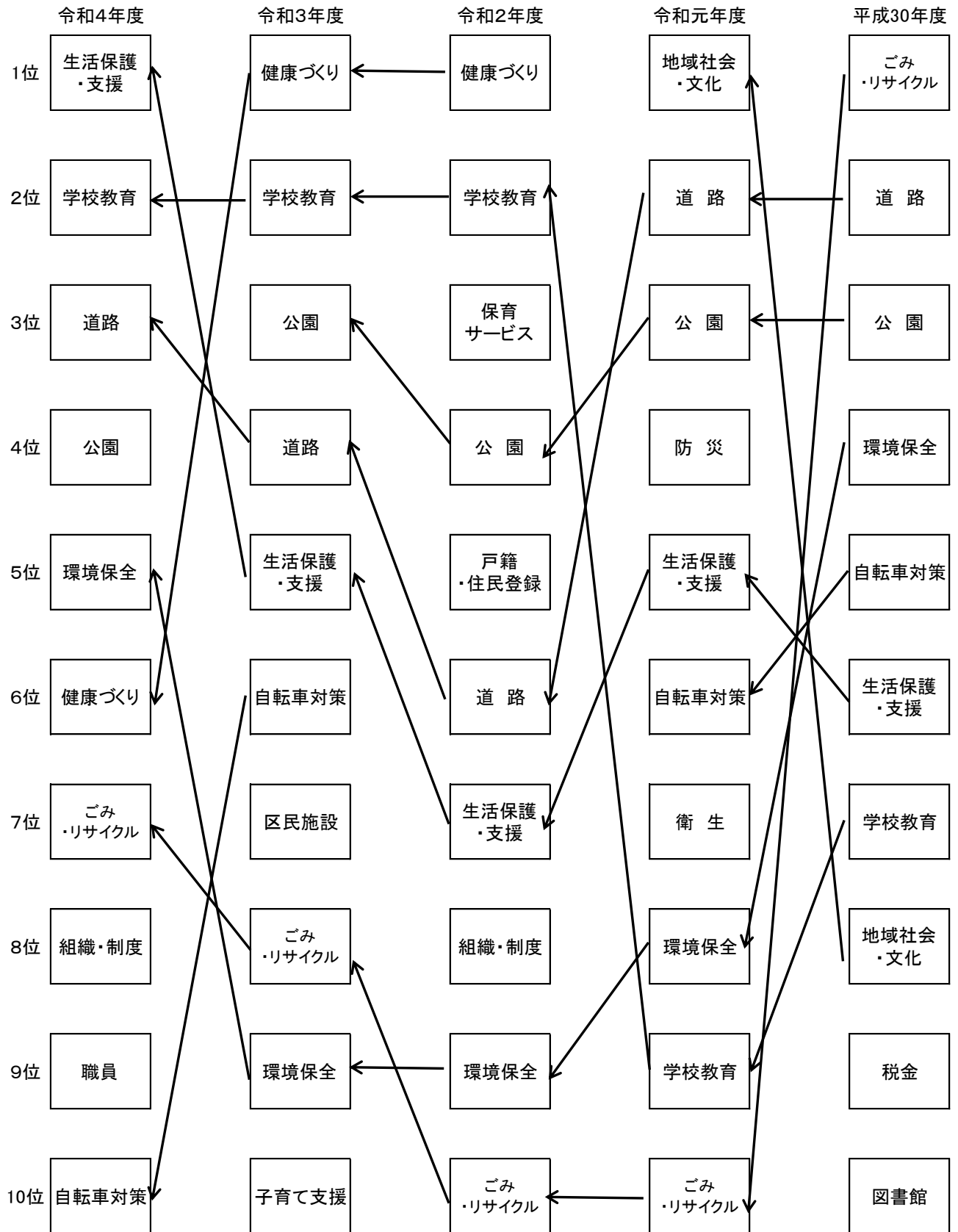
次いで「学校教育」の137件、「道路」の118件の順に、意見・要望の多い項目が続きます。

意見・要望 項目別件数

(単位：件)



【意見・要望 経年比較（上位10項目）】



令和4年度は、「生活保護・支援」「学校教育」といった項目において、意見・要望を多く受け付けております。

## 意見・要望、問い合わせ 上位5項目の内容

### 【意見・要望（上位5項目）の内容】

広聴広報課で受け付けた意見・要望（総件数 2,290 件）の中で、件数の多かった上位5項目とその内容は、次のとおりです。

順位	項目	内容	件数
1	生活保護・支援	ケースワーカー、制度の運用、臨時給付金等	739
2	学校教育	学校における新型コロナウイルス感染症への対応（休校、オンライン授業、マスク等）、校庭開放、給食等	137
3	道路	整備、管理、安全確保、迷惑行為等	118
4	公園	整備・管理、利用方法、新型コロナウイルス対策（プールの利用規制等）、迷惑行為等	115
5	環境保全	騒音、異臭、受動喫煙等	87

### 【問い合わせ（上位5項目）の内容】

広聴広報課で受け付けた問い合わせ（総件数 9,394 件）の中で、広聴に関するもの以外で件数の多かった上位5項目とその内容は、次のとおりです。

順位	項目	内容	件数
1	生活保護・支援	生活保護の申請、生活困窮者支援、家庭相談、DV相談等	304
2	戸籍・住民登録	マイナンバー、各種届出等	192
3	高齢者福祉	生活の相談・支援、高齢者施設、介護保険等	100
4	産業	商品券、起業等	99
5	健康づくり	新型コロナウイルス関連、依存症等	98

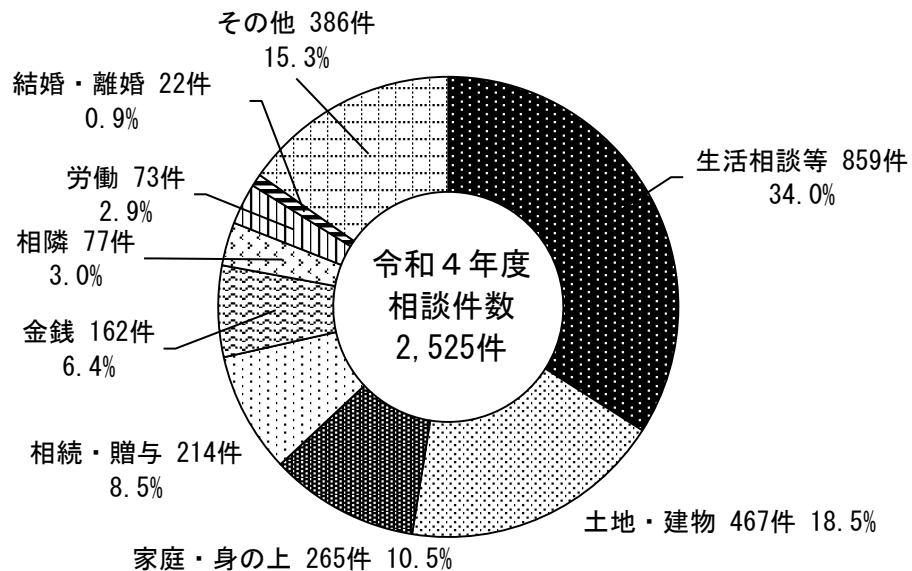
※問い合わせ件数で最も多いのは、広聴（6,594 件）であり、そのほとんどが法律相談等の専門相談に関する事となっています。

## 相談の内容

広聴広報課の窓口や電話には、日常の簡単な生活知識に関することから、民事上のトラブル、家庭における悩み等、様々な相談が寄せられています。具体的な問題解決に向けては、専門機関等を案内し、専門家に相談することを勧めています。

生活相談等が 859 件と最も多く、次いで土地・建物に関する相談となっています。

<b>土地・建物</b> 不動産取引、借地一般、借地・借家更新、借家一般、立退き、登記、税、道路、境界線等	<b>467 件</b>	<b>生活相談等</b> 生活知識についての問い合わせ、住宅問題、生活相談等	<b>859 件</b>
<b>家庭・身の上</b> 夫婦関係、親族関係、異性関係、家庭内暴力、病气、医療、交通事故相談等	<b>265 件</b>	<b>相続・贈与</b> 相続一般、遺言、遺産分割、相続放棄、贈与等	<b>214 件</b>
<b>金銭</b> 貸借一般、消費者金融、損害賠償、契約、裁判手続、融資等	<b>162 件</b>	<b>相隣</b> 人づきあい、生活騒音、悪臭、排水、境界・私道、建築・工事、配管等	<b>77 件</b>
<b>労働</b> 求人、倒産、解雇、賃金、労働条件、社会保険、労災、職場の人間関係等	<b>73 件</b>	<b>結婚・離婚</b> 結婚、離婚、親権等	<b>22 件</b>
<b>その他</b> 上記に分類できないもの			<b>386 件</b>



※内訳の比率 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位までを示しているため、比率の合計は必ずしも 100.0%にならない場合があります。

## 主な区民の声の要旨

広聴広報課に寄せられた主な区民の声と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、特に記載がない限り日付は令和4年度内のものです。

### I 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

#### 1 子育て・教育

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 幼稚園や小中学校の給食を有機栽培や無農薬の安心安全なものを使用した食事にして頂きたい。</p> <p>■大田区立小中学校の給食は、成長期の児童生徒にバラエティ豊かでバランスに富んだ季節感あふれるメニューを、各学校の給食室で手作り調理し提供している。使用する食品は、原則として国内産とし、食品衛生法等に基づき適切な表示のされたもの、常に良質で新鮮なものを選定している。有機農産物や特別栽培農産物、地場農産物についても、衛生的な調理作業・給食費等を考慮の上、可能な範囲で使用するよう配慮し、加工食品（かまぼこやハム等）は、食品添加物の使用ができるだけ少ない食品を選んでいる。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 23区の中でも、給食の黙食を緩和している区が出ている中で、大田区は今までのやり方を変えない方針だと聞いた。子どもたちの発達のことを1番に考えた対策を行ってほしい。</p> <p>■区では国が示した衛生管理マニュアル等を踏まえて策定した「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づいた教育活動を行っている。</p> <p>このガイドラインでは給食等の食事をする場面の記述として、会食にあたり「机を向かい合わせにしない」「大声での会話を控える」などの対応をとるよう定めており、従前から必ず黙食を求めているものではない。今般の黙食の緩和について各自治体の対応を比較した報道において、誤解が生じやすい状況となっているが、区のガイドラインでは上記のとおり定めているため変更を行っておらず、これに基づいた感染症対策を実施している。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直しに伴い、「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」は令和5年5月8日をもって廃止し、以降、区立小中学校においては文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき対応している。</p>

(3)	<p>□中学校における運動会の保護者参観は3年生（家庭につき1名）に限られ、1、2学年は参観できないとの通知をもらった。理由は「コロナウイルス感染症対策のため」とのこと。現在のコロナウイルス感染の実情を踏まえ、保護者の運動会参観制限の緩和を要望する。</p> <p>■区では区立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応として「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定している。</p> <p>本ガイドラインの「5 学校行事の実施条件（1）屋外で行う学校行事」において、運動会・体育祭の保護者の参観について、参観の際には、原則としてマスクを着用することや、三密とならないよう1メートル程度の間隔をとること等を示しており、人数については定めていない。</p> <p>保護者参観の人数の条件は、各学校長の判断で、学校の施設の規模等の条件を踏まえ生徒の安全を最優先に考え、検討し、決定している。詳細については直接学校に問い合わせさせていただきたい。</p>
(4)	<p>□タブレットが重すぎて、後ろに倒れて起き上がれない小学1年生がいた。</p> <p>1年生はパソコンの持ち帰りが必要とは思えない。</p> <p>■タブレット端末は、家庭での充電をお願いしており、週に1回は家庭での活用とともに家庭に持ち帰るよう各学校に伝えている。また、ランドセルや荷物の重さも考慮し、教科書等を学校に置いておく等、各学校には登下校の安全のための配慮をお願いしている。各学校の児童のタブレット端末の使用状況により、持ち帰りの頻度が異なるため、個別に学校に相談させていただきたい。</p>
(5)	<p>□東京都ではベビーシッター利用支援事業を行なっているとWebサイトで拝見したが、大田区はこの対象となっていないため、利用対象としてほしい。</p> <p>■区のベビーシッター利用支援事業は、待機児童対策として認可保育所の入所保留となった0歳児から2歳児を対象にしたものと、新型コロナウイルス感染症による保育所の臨時休園の際に利用できるものを実施しているが、それ以外の理由でのベビーシッター利用支援事業は実施していない。</p> <p>なお、ベビーシッター以外の在宅子育て支援事業として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理由を問わず利用できる「一時預かり事業」（区内14か所の認可保育所等で実施。）  <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/itijiazuketai/ichijiazukari/index.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/itijiazuketai/ichijiazukari/index.html</a></li> <li>・幼稚園等の開園時間外のサポートとして、幼稚園等の送迎や子どもの預かりなどの活動を行う「ファミリー・サポートおおた」事業  <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/kodomo_katei_shien_c/fami_sappo.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/kodomo_katei_shien_c/fami_sappo.html</a></li> <li>・出産後6カ月以内の方を対象にした家事・育児援助事業「にこにこサポート」  <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/sango_enjo-nk.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/sango_enjo-nk.html</a></li> <li>・保育サービスを利用していない2歳までのお子さんがある世帯を対象にした家事・育児援助事業「びよびよサポート」  <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/sango_enjo.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/sango_enjo.html</a></li> </ul>



	以上の事業を実施していることなどから、ベビーシッター利用支援事業は現行内容とさせていただきます。
(6)	<p><input type="checkbox"/> 児童手当の受領口座において、ネットバンクは一部の金融機関に限定されている。制限を無くして、普段使用している口座が利用できるようにしてほしい。</p> <p>■ 現在区では児童手当の支給について、区の指定金融機関を介して各金融機関の支店統廃合等に係る情報を取得し、支払い処理を実施している。そのため、支払できる金融機関は、東京都・特別区指定金融機関となり、一部ネット銀行等に支払いができない状況である。</p> <p>昨今ネット銀行等を利用される方が増加していることから、ネット銀行等、より多くの金融機関への支払に対応すべく、来夏を目途にシステム改修等に取り組んでいる。取扱い金融機関が増えた際はホームページや区報等でお知らせする。</p> <p>※令和5年4月より取扱金融機関を拡大し、原則すべての金融機関が児童手当振込先口座として登録可能となり、令和5年6月支給分より拡大後の金融機関への支払を開始した。</p>
(7)	<p><input type="checkbox"/> 本給付金については物価高騰による食費等の支出増加など、子育て世帯の実情を踏まえた給付金と説明されているが、給付金支給額は1世帯にたいして一律15,000円の給付となっている。なぜ15,000円なのか理由を知りたい。</p> <p>■ 本給付金の支給金額について、政府によると、物価高騰による負担増を踏まえた給付金の考え方として、ひと世帯当たりひと月5千円が物価高騰相当分であるとしており、これに基づき、今年度の物価高騰のピークにあたる3か月分を支給することとした。</p>

## 2 健康・衛生

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 大田区でも带状疱疹ワクチンの助成をお願いしたい。</p> <p>■ 成人の90%以上が感染しているといわれている水痘(水ぼうそう)ウイルスによる带状疱疹の発症及び重症化を予防する带状疱疹ワクチンについては、現在国の厚生科学審議会において、導入に最適な接種年齢と期待される効果、安全性などについて慎重に議論が行われている。</p> <p>区では、带状疱疹ワクチンの助成について、こうした国の動向を踏まえて検討していく。</p> <p>※検討後、令和5年7月1日から「大田区带状疱疹ワクチン接種費用助成事業」を開始した。</p>

### 3 スポーツ・生涯学習

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 下丸子図書館 3 階の電卓席が現在 1 席しかない。増設すると聞いたが、1 席のままである。早めの改善をお願いしたい。</p> <p>■ 下丸子図書館 3 階電卓席増設については、時期について明言ができないが新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、現在ある電卓席にパーテーションを設けて、2 席にして運用することを検討している。</p> <p>※電卓席については令和 5 年 5 月に対応済み。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 月に一度でも高齢者や心身の障害がある区民に対して図書の配本サービスを提供してほしい。</p> <p>■ 大田区立図書館では区内在住、在勤、在学で身体障害者手帳をお持ちの方や要支援・要介護認定を受けている方などは、障がい者サービス利用登録を行っていただいたうえで、区内にお住まいの方であれば宅配サービスを利用することができる。最寄りの図書館に相談していただきたい。(愛の手帳をお持ちの方も相談できます)</p>

### 4 福祉

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 介護認定の更新申請時、返信用封筒の切手代が自己負担であることに納得がいかない。更新申請は区の負担としてほしい。</p> <p>■ 介護認定の更新申請は、新規申請の場合と同様、希望する方のみが行われるものであるため、郵送にてご申請いただく場合、その郵便料は申請される方にご負担いただいている。なお、65 歳以上の方の更新の認定申請については、近くの地域包括支援センターの窓口でも受け付けすることができるため、ご一考いただきたい。</p>

## II まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

まち

### 1 住まい・まちなみ

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 京浜蒲田公園が全面禁煙の看板があるにもかかわらず、喫煙している人がいる。トイレ含め公園の老朽化も進んでいる為、改修して欲しい。また、喫煙者のパトロールもして欲しい。</p> <p>■ 本年度、「子育て広場」の創出をコンセプトに、老朽化したトイレのリフォームを含む公園のリニューアル工事を実施する予定。6月下旬頃から既存のパーゴラなどの施設の撤去工事を行い、その後、幼児からお年寄りまでが楽しめる様々なタイプの遊具を新たに整備する。また、リニューアル工事が実施されるまでの期間、喫煙禁止の看板をより目に留まるようサイズを大きくしたものに付け替え、見回りを毎日実施し、注意喚起を行う。</p> <p>※なお、本件については令和5年3月にリニューアル工事が完了した。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 6月4日（土）の午前に野球場を使用予定であったが、ゲリラ豪雨の影響で、前日金曜日の15時45分ごろに中止扱いとなった。</p> <p>翌日は晴れの天気予報であったため、当日の朝の判断でも良かったのではないかと。</p> <p>■ 野球場では、雨天時等にグラウンド等を使用中止にする際の判断基準を設けており、基準として、使用日前日に大量の雨が降り乾き切らないと判断したときは、現地の状況を慎重に確認しながら使用中止としているため、6月4日（土）の午前中は使用中止とした。翌土曜日は天候が回復するとの予報であったが、午前中はグラウンドが乾ききらないとの判断で中止とした。</p>
(3)	<p><input type="checkbox"/> 大倉山公園で、深夜の0時頃にカラスが大声で鳴き騒ぎ、威嚇しあっているため、眠れない。公園内に住み着いているカラスもいる。対応をお願いしたい。</p> <p>■ トイレ前のクスノキにカラスの巣があり、撤去した。巣の撤去後も、巡回時に注視しているが、その後巣は見つかっていない。現在、当公園で見られるカラスは、他の場所から飛来し、3～7月の繁殖期に縄張り争いや威嚇を繰り返していると考えられる。</p> <p>区のカラス対策としては、樹木を見通しよく剪定することのほか、公園が餌場とならないよう食べ物等のごみを投棄させない取り組みを行っていく。</p>
(4)	<p><input type="checkbox"/> 歩道の雑草が伸びきって視野を遮るため、早急に草刈りしてほしい。</p> <p>■ 城南島三丁目歩道上の雑草については、8月中旬に城南島一帯の剪定、草刈りを予定している。</p>
(5)	<p><input type="checkbox"/> スクランブルパーク児童公園のベンチが白い塗料で落書きされていた。落書きは放置するとエスカレートするため、できるだけ早く消去してほしい。</p> <p>■ 落書きの消去についてメールをいただいたことで、落書きをすぐ消すことができ、速やかな対応ができた。</p>

(6)	<p>□工学院通りが汚い。飲食店が勝手に歩道にまで板やブロックを置いて座席として使用したり、看板も多く、ごみ箱も放置している。一度きちんと視察してほしい。</p> <p>■工学院通りのテーブルや看板等の突き出しについては、区でも以前より把握しており指導を行ってきたが、改善には至っていない。今後も継続して指導を続けていく。また、10月には警察とともに大規模なパトロールや指導を計画している。</p> <p>※警察とともに大規模なパトロールや指導については令和4年10月に実施済み。</p>
(7)	<p>□大森東一丁目第一公園の男子トイレは水を流すと止まらない時が何回もあった。</p> <p>■大森東一丁目公園トイレについては、ハイタンク内の部品にゆがみがあったことが原因で、正常に止水ができない状態であったため、清掃及び調整を行った。現在では通常どおり止水ができる状態である。</p>
(8)	<p>□石川台駅前にある飲食店が公道に店の机を設置している。また、その机の上に、灰皿を設置しているため、昼夜問わず喫煙者が吸える状況になっている。机の撤去、少なくとも灰皿の撤去を店に指導してほしい。</p> <p>■当課で調査を行ったところ、区道上へのテーブルの突き出しを現認したため、当該飲食店に対して指導を行い、その場でテーブルを撤去してもらった。</p> <p>情報をいただいたことにより速やかに対応をとることができた。</p> <p>これからも皆様に安全に道路をご利用いただけるよう、巡回パトロール等に努めていく。</p>
(9)	<p>□城南島内部の歩道における根上がりひどい状況である。過去に上からアスファルトをかぶせただけの対応をされたが、現状すべてはがれてしまい、まるで意味がないので根本的な対応をしてほしい。</p> <p>■城南島内の根上り箇所を調査したところ城南島6丁目2番先で著しい舗装隆起を確認したため、当該地をご指摘の箇所と推察し早急に舗装補修を実施する。今後も街路樹の保全育成と根上り対応の維持管理に努め、安全に通行できる道路空間を提供していく。</p>
(10)	<p>□洗足池は外来種も多く、池の中には泥が多いと思われる。区の職員及びボランティアの住民で水抜きを行い、外来種を駆除し、本来あるべき姿の池に戻すことを検討してほしい。</p> <p>■区では、令和元年度に洗足池の水環境改善について調査分析した。その結果、現時点の洗足池の流入水量で水抜きを行った場合、池に水がない状況が長期間続くことが予想されると判明した。このため区では、池の護岸の保全に影響が生じる恐れがあると想定している。洗足池の水抜きについては課題が多いため、どのような手法が洗足池の水質向上や生態系の保全に有効か、今後も引き続き検討していく。</p>
(11)	<p>□市野倉南児童公園を利用しているが、暖かい時期になるとハチが日陰の屋根の穴中ではちみつを収集してに住んでいる。大きなハチがたくさん飛んでいるため、我が子が刺されてしまうのではないかと不安を感じる。安全のための対策をお願いしたい。</p> <p>■市野倉南児童公園の日除けに巣作りするクマバチは羽音が大きく危険に感じるかもしれないが、温厚な性格でこちらから手を出さない限り襲ってくることはなく、毒性も非常に低いので安心していただきたい。</p> <p>クマバチはフジの花粉を運び、花が咲くのに一役買っているため、是非お子様と一緒に暖かく見守っていただき、綺麗なフジの花を楽しんでいただきたい。</p>

(12)	<p>□自宅前の土手周辺はランニングコースとしてもよく利用されており、平らな長い道のためスケートボードの利用が年々増えている。そのため、夜間帯でも利用する者がおり、スケートボードの技だと思いが、滑りながらジャンプする音が非常にうるさい。スケートボードを走らせないよう対策をお願いしたい。</p> <p>■当該場所を現場確認した。当課では直接スケートボードをすることを禁止することはできないが、今後状況を鑑みて当該場所に注意喚起の看板を設置する予定である。また、蒲田警察に情報提供した際に、騒音でお困りの場合は110番していただいで構わない旨を警察から回答いただいている。</p>
(13)	<p>□家族が身体障害者手帳2級で車椅子になり、今の家にエレベーターが無いのため引っ越しが必要になった。相談（問い合わせ）先を知りたい。</p> <p>■大田区では、民間賃貸住宅への入居が制約されがちな住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者の方など）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう相談に応じている。住宅相談窓口では、民間賃貸住宅の紹介はしていないが、区内に1年以上居住する方に対し、協力不動産店の紹介のほか、条件を満たす場合に保証会社加入費の一部助成等を行っている。</p> <p>なお、様々な理由から住宅探しが困難な方の入居相談や生活相談などを行う東京都が指定する居住支援法人があるので、参考に案内する。</p> <p>○大田区内で支援を行っている法人 認定NPO法人市民福祉団体全国協議会 大田支部 <a href="https://seniornet.ne.jp/kyoju/rent/">https://seniornet.ne.jp/kyoju/rent/</a> 電話：03-5700-5747 または 03-5753-3860</p> <p>○東京都のホームページ「東京都の居住支援法人一覧」 <a href="https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.html">https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.html</a></p> <p>そのほか、国土交通省の「セーフティネット住宅情報提供システム」では、障がい者の方などの入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅の情報を検索・閲覧することができるので、あわせて案内する。</p> <p>○「セーフティネット住宅情報提供システム」 <a href="https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php">https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php</a></p>

## 2 交通・自転車

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/>大鳥居からソラムナード羽田緑地までの多摩川沿いに「歩行者専用道路」が設けられているが猛スピードでロードバイク用自転車が走っている。「自転車乗り入れ禁止区域」のため「自転車で入る場合は手押ししてください」の表札が両端に掛けられているが、外国の方は日本語がわかっていない可能性もあるため対応してほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>大鳥居付近の入り口からスロープで上がったところに、プラスチックのポールを設置し、自転車押し歩きの路面標示も行う。また、ソラムナード羽田緑地側にも同様の対応を行い、皆様が安全、安心して利用していただけるよう努めていく。</p> <p>※プラスチックのポールと自転車押し歩きの路面標示は、令和4年12月に設置済み。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/>蒲蒲線計画が大々的に報じられたが、区民に対してのメリットはあるのか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>新空港線の整備により、蒲田から京急蒲田間の約800メートルを繋げることで、区内における東西方向の移動利便性が向上するだけでなく、鉄道整備と併せて沿線まちづくりの推進に寄与するものと考えている。また、東京圏西側に新たな広域的な鉄道ネットワークが形成されるとともに、災害時の代替ルートの役割を担うなど、大田区だけでなく首都東京にとっても重要な路線であると考えている。</p> <p>また、鉄道は、高齢者などの足になるとともに、車社会からの転換により、CO2排出量の削減にも寄与するなどのメリットが挙げられる。</p>

## 3 産業・観光

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/>プレミアム付大田区内共通商品券について、当選しても平日昼間に郵便局には買いに行けず、電車やバスに乗って夜間や土曜日に販売をしている郵便局まで行かなければならない。平日働いている人達が購入できるようにしてほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>商品券の販売（引き換え）については、利用いただく皆様にとって身近な存在である郵便局のネットワークを活用することとしたが、各局の窓口開設時間の都合上、販売時間帯が平日の日中が中心、平日夜間及び土曜日の販売が4局に留まることとなってしまった。</p> <p>今回は、運用の変更は致しかねるが、今後同様の事業実施に当たっては、より一層、利便性を向上できるよう留意していく。</p> <p>なお、10月以降、大田区ホームページ等で告知予定の大田区プレミアム付デジタル商品券（プレミアム率20%）は、スマートフォンから申込及び購入ができ、販売時間、曜日等の制約はないため、是非、ご利用いただきたい。</p>

### Ⅲ 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

#### 1 地域社会・文化

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 近隣の図書館の自習スペースは、席がすぐに埋まってしまうため、夏季休暇中は池上会館の利用していない部屋を自習スペースとして開放してほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 池上会館の利用されていない室場を有効活用した自主学習スペースを夏季休暇中に開放できないか、受付協力者等を含めて検討していく。</p> <p>※検討後、令和4年8月8日から18日、8月22日から30日、12月26日から28日、令和5年1月2日から9日まで池上会館元レストランスペース等を自主学習スペースとして提供した。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 令和4年10月分の施設使用料を、7月15日までに支払うように変更となったことを、たまたま7月12日に施設を利用した際に知ったが、あやうく、支払期限を逃すところだった。支払い期限変更の告知は、電話連絡等、もっと重要な方法で知らせしてほしい。まだコロナ禍のため、支払いは当日払いの対応のままであってほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施設のキャンセル漏れ等により、他の利用者の方が施設を利用できなくなる状況を防ぎ、より多くの方に施設を利用していただくため、10月の施設利用分からコロナ禍以前の運用に戻している。</p> <p>なお、コロナ禍により先行きが不透明な状態を鑑み、新型コロナウイルス感染症を理由とした施設予約のキャンセルの場合には、当面の間は、利用料金の還付対応を継続する。</p> <p>今回の支払期限の運用変更の周知については、10月の施設利用抽せん申込み開始日の段階でうぐいすネットのお知らせ掲示板及び各施設における掲示により、周知を行ったが、今後、感染状況等により再度支払い期限の変更等が必要となった場合には、改めて広く周知を徹底する。</p> <p>また、利用料金の支払いに来所していただく窓口における感染症対策は、今後も徹底して行っていく。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に変更になったことに伴い、うぐいすネット対象施設（一部を除く）について、令和5年6月1日から新型コロナウイルス感染症を理由とした施設使用料の還付の対応を終了した。</p>

## 2

## 防災・防犯

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□Jアラートを出すなら、核シェルターを公園などに設置した方がよいのではないかと。■武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）では、住民の避難及び避難住民等の救援を行うため、都道府県知事が第148条第1項の規定に基づき、緊急一時避難施設を指定することとなっている。</p> <p>緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（1～2時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を想定している。</p> <p>場所については、下記ホームページをご覧ください。</p> <p>1 大田区内施設（124 施設）</p> <p>① 小中学校等 91 箇所  <a href="https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hinan_tokyo.pdf">https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hinan_tokyo.pdf</a></p> <p>② 都営地下鉄駅 1 箇所  <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1021631.html">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1021631.html</a></p> <p>③ 都立学校 9 箇所  <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1022226.html">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1022226.html</a></p> <p>④ 区施設 23 箇所  <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1022754.html">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1021284/1022754.html</a></p> <p>2 外部リンク</p> <p>① 東京都国民保護（東京都版）  <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1000418.html">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1000418.html</a></p> <p>② 内閣官房国民保護ポータルサイト緊急一時避難施設一覧（全国版）  <a href="https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/list.html">https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/list.html</a></p>
(2)	<p>□大城通り、池上5丁目付近の街灯がすべて撤去され、池上通りから入った池上5丁目と西蒲田1丁目の境目まで残された街灯の光度も低いため、すれ違う人の顔すら確認できない。防犯の観点からは非常に危険と感じる。</p> <p>今後どのようにこの近辺の犯罪抑止を進めていくのか回答がほしい。</p> <p>■（防犯対策について）</p> <p>区では警察と連携した様々な防犯啓発活動を実施しているほか、青色回転灯パトロール車によるパトロール、自治会・町会等の自主防犯活動への支援などを行うなどして、区民の安全・安心確保に取り組んでおり、引き続き、このような取り組みを強化していく。</p> <p>また、区民安全安心メールでは、不審者情報なども随時発信しているので、そちらもご活用いただきたい。</p>



	<p>(街灯について)</p> <p>お申し出のあった箇所については、区にて新たに街路灯を設置している。</p> <p>当初の装飾灯と比較すると明るさは減少しているが、新たな街路灯については、設置にあたり明るさを検討しており、防犯上支障のないレベルの明るさを確保している。</p>
--	--

### 3 環境

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例において、公園での喫煙、公共の場での歩行喫煙や投棄などが禁止事項となったが、指導および罰則の対象はごく一部の喫煙禁止重点対策地区のみで、公園や道路などは対象になっていない。公園や道路も指導と罰則の対象としてほしい。</p> <p>■現行の「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」では、公園における喫煙及び公共の場所（道路、広場等）における歩行中の喫煙の禁止が定められており、こうした喫煙ルールを周知するため、区内全域で喫煙マナー啓発指導員による巡回指導を実施している。具体的な公園名や場所を連絡いただければ、喫煙マナー啓発指導員による重点指導を実施させていただく。区では、条例の周知を継続し、条例の内容を区民に浸透させることで喫煙マナーの向上に努めていく。</p>
(2)	<p>□9月26日、労災病院から南六郷一丁目に帰る途中、呑川に「ハゼ」が大量に浮いていた。</p> <p>■環境対策課では平日の日中、日蓮橋から御成橋の間の呑川をパトロールしているが、魚が浮いていた状況は確認できなかった。</p> <p>メールをいただいた翌日には、通常より範囲を広げて日蓮橋から呑川新橋までパトロールをしたところ、数匹の魚は浮いていたが、大量に浮いている状況は確認できなかった。</p> <p>環境対策課では定期的に呑川の水質調査を実施し、水質の確認を行っている。今後とも引き続き毎日のパトロールと水質調査を実施していく。</p>
(3)	<p>□近所の工場から出る音がうるさく、リモートワークに支障がでている。睡眠等も全く取れずに困っている。一日中鳴り響く爆発音をどうにかやめていただくか、騒音対策をしてほしい。</p> <p>■現場を確認したところ、工場から出る音の原因はプレス機による金属加工音であった。工場の責任者に話を伺い、近隣に騒音でお困りの方がいることを伝えた。また、近年では在宅で仕事をされている方も多いいことを説明し、近隣への一層の配慮を依頼した。今後も現場確認を継続して行っていく。</p>

(4)	<p>□近くの道路に布団が放置されている。警告書が貼られており、「この物件の所有者は11月2日までに撤去しなさい。撤去しない場合は、道路法および関係法令により、厳しく処罰されます。令和4年10月24日 大田区 蒲田・池上警察署」とあった。捨てられたごみは素早く除去して常にきれいな状態を保つことのほうが美化につながると考える。処理方法を見直してほしい。</p> <p>■公道上に放置されている不法投棄物は、道路法第44条の3における違法放置等物件に該当し道路管理者として除去している。また、除去するにあたり、民法第98条の公示による意思表示の規定により警告書を貼付し、所有者に対して一定期間掲示を行うことで投棄した所有者が所有権を放棄したと判断し、警告書に掲示した日付以降に除去している。</p> <p>上記の手順に基づいて処分を行っているため、ご理解いただきたい。</p>
(5)	<p>□資源ごみ(空き缶)の持ち去りはどうにかならないものか。回収日の早朝は空き缶を積んだ自転車が至る所で走っている。条例などはないのか。</p> <p>■区では「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、資源物持ち去り行為の禁止を規定するとともに、持ち去り行為の禁止を命じたにも関わらずそれに違反した者には罰金を科す旨、規定している。</p> <p>また、日曜日を除く毎日早朝に資源持ち去り防止パトロールを実施するとともに、警察と連携して持ち去り行為者の検挙も行っている。</p> <p>区民の皆様から通報をいただいた地区については、パトロール回数を増やす等、対策を強化している。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり持ち去り行為者は至る所にいるため、区民の皆様からいただいた情報も基にしながら、引き続き、資源持ち去り防止に取り組んでいく。</p>
(6)	<p>□ごみの出し方について、風が強い日だとペットボトルが入ってる袋は風に飛ばされ道路に転がったり、子どもが多い道にまで飛ぶこともあり危ない。収集している人もペットボトル・瓶がどの袋かを毎回確認していたが、もっと効率的にできないか。他区のように収集場所にコンテナを配布して入れてもらう方が収集する人も捨てる人も快適だと考える。</p> <p>■荒天や風の強い日は、散乱を防ぐため、可能な限り資源やごみ出しを控えていただくよう区ホームページ等で区民の皆様へお願いしている。</p> <p>また、資源やごみは中身の見える袋に入れてお出しいただくよう同様に区民の皆様へお願いしている。</p> <p>回収コンテナ等の設置については、区民の皆様の実便性が高まる一方で、集積所によっては設置場所確保が困難なこと、不法投棄や、分別されず入れられてしまうといったルール違反の排出を招くおそれが高いこと等の課題があるため、現時点では実施困難と考えている。今回いただいた意見も踏まえつつ、様々な媒体を活用しながら、引き続き適正排出についての周知に努めていく。</p>

## 4 広報・広聴

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 「わたしの提案」について具体的な活用方法を教えてほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「わたしの提案」は、区民の皆様から区政に対するご提案をいただき、区の施策の運営や業務の見直しなどの参考として活用させていただく制度。</p> <p>いただいたご提案については、1件ごとに所管課において、その内容を検討しており、区の施策や既存の業務の見直しの参考として活用できるものと判断した場合に、「わたしの提案」として受理し、詳細の調査検討をしている。ご提案の調査検討結果については、広く区民の皆様へお知らせするため、個人が特定できない形で区ホームページにおいて公表している。また、いただいたご提案のうち、「わたしの提案」として受理しなかったものに関しては、ご意見・ご要望として承り回答している。</p>

## 5 職員・組織

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 区役所にいる時に、Free Wi-Fi に接続できるように環境を整えて欲しい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 災害時を想定した利用や本庁舎における各種相談業務を目的とした「FREE Wi-Fi PASSPORT」を令和4年4月18日から提供開始している。</p> <p>なお、利用にあたっては、携帯電話番号もしくはメールアドレスの認証によるパスワード発行が必要となる。（これまでの「OTA CITY FREE Wi-fi」は、令和3年3月31日を持って、本庁舎でのサービス提供を終了した。）</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 大田区役所にて婚姻届を提出後、2階のフォトスポットで写真を撮ろうとしたところ、20代くらいの男性職員の方が声をかけてくれ、撮影をしてくれた。お礼を伝えたく連絡した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 区職員の対応について、お褒めのお言葉をいただきありがとうございます。この件について、当課から関係課に情報を共有した。</p>

## 6 税金・戸籍住民・国保年金

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 住民票申請書の書式の方に「マイナンバー表記の有無」、「旧姓表記の有無」についても「本籍の有無」などの並びにチェックを設けてほしい。</p> <p>■ マイナンバーの記載については、住民票の写しの提出を求められている用務においてマイナンバーを表示してはいけないものが多くある。そのため、マイナンバーを記載した住民票の写しを提出した際に受け取りを拒否されることから、申請書において本籍・続柄と同様に取り扱うことで、結果として、お客様にご不便をおかけしてしまうという懸念がある。</p> <p>上記を踏まえ今回頂戴したご意見を元により分かりやすく利用しやすい申請書に改める。</p> <p>また、旧姓併記については、別途、事前にその旨の申し出が必要となる。申し出がなされた場合、住民票の写しには、必ず旧姓が併記されることとなり、記載の有無を選択することはできない。お申し出いただく場合は、下記をご参照いただきたい。</p> <p><a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/koseki_j/topics/kyuu-uji_heiki.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/koseki_j/topics/kyuu-uji_heiki.html</a></p>

## 7 議会・選挙

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 選挙公報が届かない。区の施設に赴き、選挙公報を取りに行く必要があるのか。</p> <p>■ 今回の配布が漏れてしまっていたことを配布担当店に申し伝え、次回以降配布漏れのないよう指導・徹底する。</p> <p>また、お急ぎであれば、選挙管理委員会事務局へご連絡をいただければ配布担当店がご自宅まで個別にお持ちする。</p>

## 専門相談

広聴広報課の職員が受ける相談のほかに、区では日常生活で直面する諸問題を解決するため、専門知識を持った経験豊かな相談員が定期的に相談を受けています。

令和4年度の専門相談の利用実績は次のとおりです。

法律相談 [予約制]

3,046 件

相談員：弁護士

相談内容：借地・借家・相続・離婚・金銭問題等の日常生活に関する法律相談

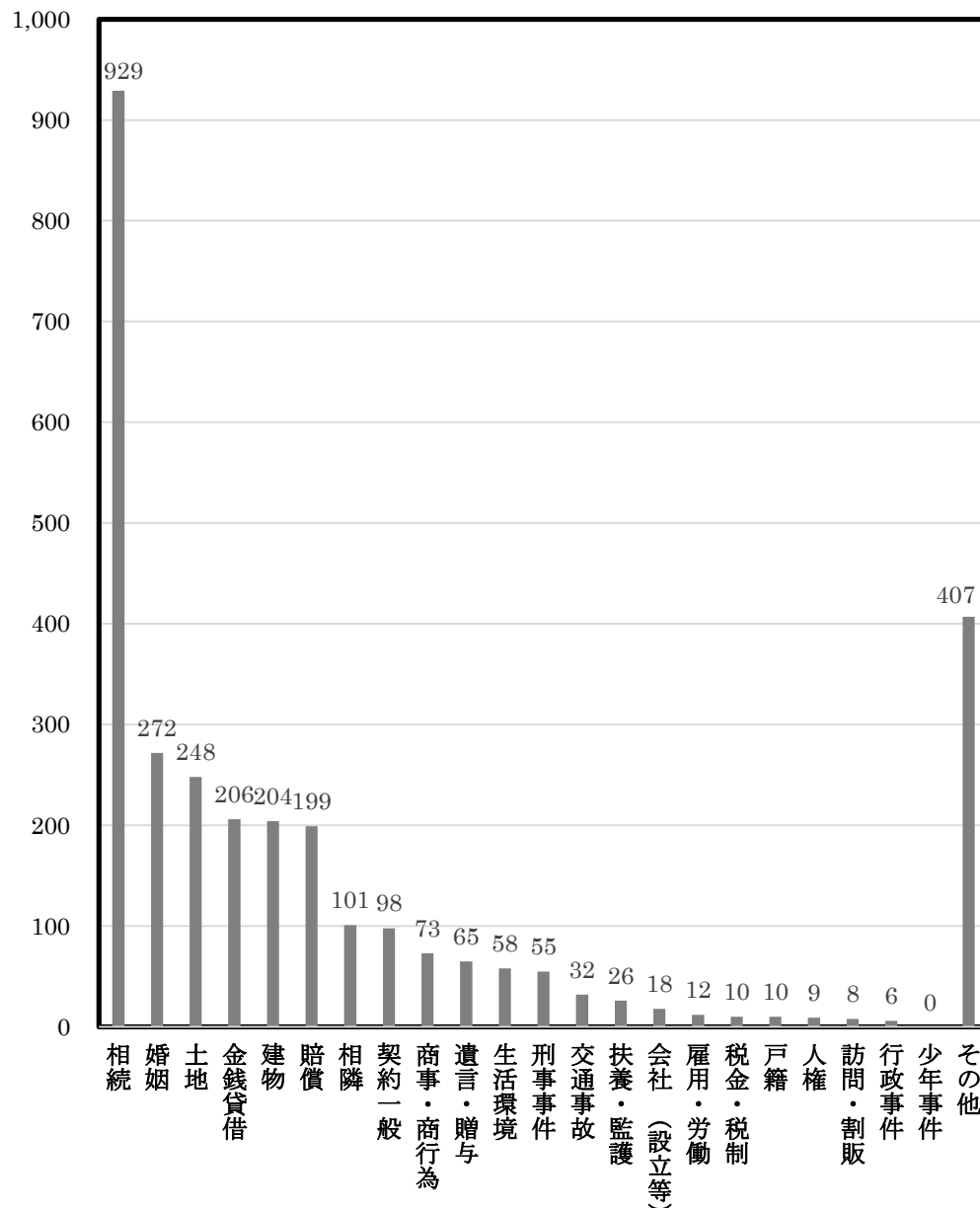
受付日時：毎週月・水・金曜日 午後1時30分～3時10分

予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135

場所：区民相談室

法律相談 - 相談内容内訳 -

(単位：件)



<b>不動産取引相談</b>	124 件
相談員：宅地建物取引士	
相談内容：不動産取引一般に関すること	
受付日時：毎月第1・3木曜日 午後1時～3時	場所：区民相談室
<b>登記相談</b>	146 件
相談員：司法書士	
相談内容：不動産、会社等の登記・申請に関する相談	
受付日時：毎月第3火曜日 午後1時～2時	場所：区民相談室
※令和5年度より予約制に移行しております。	
<b>公証相談</b>	47 件
相談員：公証人	
相談内容：遺言、相続、金銭貸借等の証書作成、文書の認証、確定日付に関する相談	
受付日時：毎月第1火曜日 午後1時～3時	場所：区民相談室
<b>人権・身の上相談</b>	39 件
相談員：人権擁護委員	
<p>（ 人権擁護委員は、法務大臣が民間の有識者の中から委嘱し、国民に保障されている基本的人権を擁護するとともに自由人権思想の普及と高揚に努めることを使命としています。 ）</p>	
相談内容：人権を侵害されたり、家庭内や近隣のお付き合いの中での悩みごと等	
<b>税務相談 [予約制]</b>	180 件
相談員：税理士	
相談内容：所得税、相続税等の税金に関する相談（確定申告の相談は除く）	
受付日時：毎月第2木曜日 午後1時～3時30分	
予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135	場所：区民相談室
<b>健康相談(一般・メンタルヘルス) [予約制]</b>	122 件
相談員：産業医の資格を持つ医師・産業保健師	
相談内容：自分又は家族の健康に関すること	
受付日時：毎週木曜日（メンタルヘルスは月1回）午後1時～予約者の相談終了まで（未実施日有）	
予約先：大田地域産業保健センター 電話 03-3772-2402	場所：区民相談室
<b>行政相談</b>	18 件
相談員：行政相談委員	
<p>（ 行政相談委員は、総務大臣が民間の有識者の中から委嘱し、国等の行政の仕事についての意見・要望・苦情を受けて、公平・中立な立場から必要な斡旋を行い、行政運営の改善に役立てることを使命としています。区には9名の委員がいます。（令和4年4月1日現在） ）</p>	
相談内容：国等の行政全般に関する要望、意見、苦情等	
受付日時：毎月第1・3火曜日 午後1時～3時	場所：区役所1階 南ロビー
（特設：毎月第2水曜日 午後1時30分～4時 アトレ大森5階）	

相談員：社会保険労務士

相談内容：健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等の社会・労働保険及び労務管理に関する相談

受付日時：毎月第1・3火曜日 午後1時～3時30分

場所：区民相談室

## 区民と区長との懇談会

「区民と区長との懇談会」は、区民の声を区長が直接お聴きし、これからの区政運営に役立てることを目的としています。より多くの区民と意見交換をさせていただくため、各回でテーマを設定して実施しています。いただいた意見・質問に対しては、区長と区側出席者が直接お答えしています。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、実施を見送りました。令和元年度以前の3年間の実施状況については、以下のとおりです。

### ◆令和元年度

<テーマ> 高校生から見た大田区～地域活動に参加して感じたこと～

実施年月日 令和元年12月20日（金）

会 場 大田区役所本庁舎 11階第五・第六委員会室

参 加 者 16名（東京実業高等学校生徒、学校関係者、地域関係者）

### ◆平成30年度

<テーマ> 大田区でのこれからのものづくり

実施年月日 平成30年11月9日（金）

会 場 大田区役所本庁舎 2階201・202会議室

参 加 者 15名（一般社団法人大田工業連合会青年部連絡協議会）

<テーマ> 高校生から見た大田区～地域活動に参加して感じたこと～

実施年月日 平成31年2月4日（月）

会 場 東京都立美原高等学校 1階会議室

参 加 者 16名（東京都立美原高等学校生徒、学校関係者、地域関係者）

### ◆平成29年度

<テーマ> 住み慣れた地域でいきいきと暮らす

実施年月日 平成29年12月20日（水）

会 場 馬込特別出張所 2階会議室

参 加 者 12名

<テーマ> 高校生から見た大田区～地域活動に参加して感じたこと～

実施年月日 平成30年2月7日（水）

会 場 東京都立六郷工科高等学校 2階会議室

参 加 者 16名（東京都立六郷工科高等学校生徒、学校関係者、地域関係者）



# 区民意見公募手続 (パブリックコメント)

区民意見公募手続(パブリックコメント)は、計画等の策定にあたり区民意見の反映に努めるとともに、その結果を区民等に説明する責任を果たすことにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現を目指すことを目的とするものです。

区では平成20年4月から実施しています。

提出された意見や提案は、それに対する区の考え方を決定した計画等と併せて公表します。

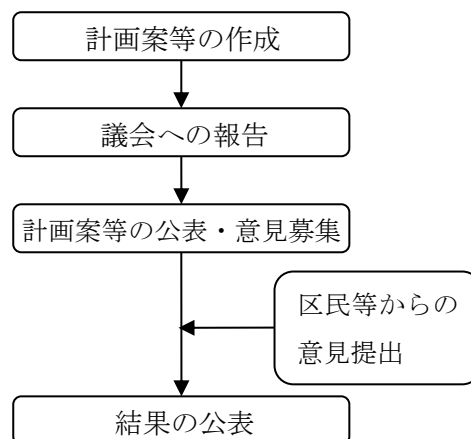
## 概要

### ◎実施機関

区長及び教育委員会が実施します。

### ◎対象となる計画等

- ・ 区の総合的な施策に関する計画等の策定及び重要な改定
- ・ 各行政分野の施策の基本方針又は基本計画の策定及び重要な改定
- ・ 区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止
- ・ その他実施機関が必要と認める計画等



### ◎計画案等の公表と意見募集

計画案は、担当課窓口、区政情報コーナー、区ホームページ等で公表し、区民等から意見を募集します。募集期間は、公表した日からおおむね3週間とし、担当課への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールにより提出することができます。

### ◎計画等の決定と公表

実施機関は、提出された意見を十分考慮して計画等を定めることとし、計画等を定めた場合は、提出された意見の要旨とその意見に対する区の考え方を公表します。

### ◎議会への報告

実施機関が計画案の公表をしようとするときは、公表をする前の適切な時期に報告します。

令和4年度 区民意見公募手続（パブリックコメント）実施状況

	案 件 名	意見募集期間	提出者数	意見件数
1	蒲田駅周辺地区基盤整備方針（素案）	令和4年6月27日から 令和4年7月11日まで	21	51
2	（仮称）大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）	令和4年8月22日から 令和4年9月12日まで	1	18
3	大田区住宅マスタープラン（大田区マンション管理適正化推進計画）（素案）	令和4年10月11日から 令和4年10月31日まで	1	1
4	大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン（素案）	令和4年11月16日から 令和4年12月7日まで	4	6
5	大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（素案）	令和4年11月21日から 令和4年12月12日まで	7	46
6	下丸子駅周辺地区まちづくり構想（素案）	令和5年1月13日から 令和5年2月2日まで	42	102
7	令和5年度大田区食品衛生監視指導計画（案）	令和5年2月1日から 令和5年2月21日まで	2	2
8	（仮称）大田区脱炭素戦略（素案）	令和5年2月21日から 令和5年3月13日まで	9	14
9	大田区鉄道沿線まちづくり構想（素案）	令和5年3月2日から 令和5年3月16日まで	27	74
総 計			114	314

## 大田区政に関する世論調査

大田区政の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とするため、「大田区政に関する世論調査」を実施しています。

平成30年度まで毎年実施していましたが、令和2年度から隔年の実施としております。なお令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により区関連事業の多くが中止・見直しされたため、調査実施を延期し、令和3年度に実施いたしました。

令和3年度以前の3回の実施結果は以下のとおりです。

### ◆令和3年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	4,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和3年7月14日（水）から8月2日（月）まで
回収数	2,287人（電子申請での回答含む）
回収率	57.2%

### ◆平成30年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	2,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	平成30年7月12日（木）から7月31日（火）まで
回収数	1,076人（電子申請での回答含む）
回収率	53.8%

### ◆平成29年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	2,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	平成29年7月13日（木）から8月1日（火）まで
回収数	1,010人（電子申請での回答含む）
回収率	50.5%

## わたしの提案（区民提案制度）

「わたしの提案」は、区民から区政に対する提案をいただき、区の施策の運営や業務の見直し等の参考として活用させていただく制度で、平成 27 年 2 月から実施しています。

受理された提案に対しては、提案の要旨及びそれに対する区の調査検討結果を公表します。

### 概要

#### ◎提案できる方

大田区内在住・在勤・在学の方（ただし、大田区議会議員、大田区職員を除く）

#### ◎提案の内容

以下のいずれかに該当する、創意工夫に基づく建設的な内容

- ・区民の福祉が増大すること
- ・行政のサービス水準が向上すること
- ・公益上有効であること

#### ◎提案の方法

- ・「わたしの提案用紙」により、郵送又は持参  
（提案用紙は広聴広報課広聴担当、各特別出張所、各図書館に設置）
- ・区ホームページの専用入力フォームから送信

#### ◎提案の公表

提案内容及び調査検討結果の要旨は、広く区民へお知らせするため、個人が特定できない形で、区ホームページ等に掲載する場合があります。

※個別回答はいたしません。

### 令和 4 年度実施状況

受付件数 31 件

受理件数 1 件

（注釈）調査検討の対象としなかった提案は、意見・要望として取扱いました。

提案として受理された件名一覧（令和 4 年度）

	件名
1	じぶんの町をきれいにしよう 日々の散歩で SDGS !

# 区政情報コーナー

区政情報コーナーは、区民への区政等の情報提供の場として開設しています。大田区（一部、東京都を含む）が発行、作成した調査報告書や事業概要、各種刊行物、ビデオ等区政に関する資料の閲覧、貸出、販売、コピーサービス（有料）を行っています。

## 場所及び利用時間

場 所：大田区役所本庁舎 2階

利用時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（休日、年末年始は休み）

《区政情報コーナー入口》



《区政情報コーナー内》



## 利用状況

### 1 年度別利用者数

年度	開室日数	利用者数	1日平均利用者数
令和4年度	243日	12,807人	52.7人
令和3年度	242日	12,087人	49.9人
令和2年度	243日	11,931人	49.1人

### 2 令和4年度 月別利用者数及び図書貸出件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数	1,198人	1,136人	1,109人	996人	1,021人	1,057人
図書貸出人数 及び冊数	2人 5冊	4人 7冊	6人 7冊	4人 5冊	10人 14冊	4人 6冊

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数	1,146人	1,142人	970人	882人	1,022人	1,128人
図書貸出人数 及び冊数	5人 11冊	3人 7冊	7人 17冊	7人 14冊	7人 11冊	5人 7冊

◇令和4年度 主な貸出区政資料 ◇

タイトル
大田区分譲マンション実態調査報告書 平成16年3月
のびゆく大田区 中学校社会科副読本 令和3年度
大田区の文化財 第26集 地図でみる大田区(3)
てくテク大田41~44 (1995.2月制作分)
てくテク大田第5号 No.45~No.48 (1996.3月制作分)

3 保管資料数

16,189冊 (令和5年8月1日現在)

有償頒布物販売実績 令和4年度販売合計 793部 430,650円

◇令和4年度 有償頒布物 年間販売数 トップ5 ◇

順位	タイトル	販売部数
1	川瀬巴水 2023年カレンダー	60部
2	大田区地域地区図	52部
3	大田区都市計画施設図	34部
4	馬込文士村散策マップ	10部
5	おおた歴史探検	8部
5	大田区まちなみ・まちかど遺産/六郷用水	8部

◇令和4年度 はねぴょんグッズ 年間販売数 トップ5 ◇

順位	タイトル	販売部数
1	ピンバッチ	109個
2	黒湯(入浴剤)	72個
3	ネクストラップ(緑)	40個
3	ぬいぐるみ	40個
5	ぬいぐるみストラップ	38個

# 区民の声

— 広聴・相談 1 年の記録 —

No.70

(令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)

令和 5 年 9 月発行

**編集・発行 大田区企画経営部広聴広報課**

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 5744-1135 FAX 5744-1504



大田区公式PRキャラクター

はねびよん